

定 款

株式会社ダイセキ

株 式 会 社 ダ イ セ キ 定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当 会 社 は、 株 式 会 社 ダ イ セ キ と 称 し、 英 文 で は Daiseki Co., Ltd. と 表 示 す る。

(目 的)

第 2 条 当 会 社 は、 次 の 業 務 を 営 む こ と を 目 的 と す る。

- 1) 石 油 な ら び に 油 脂 化 学 製 品 の 製 造 ・ 販 売
- 2) 産 業 廃 棄 物 の 収 集 運 搬 ・ 処 理 な ら び に 再 生 加 工
- 3) 船 舶 ・ 海 洋 施 設 か ら の 油 お よ び 産 業 廃 棄 物 の 処 理 な ら び に 再 生 加 工
- 4) 環 境 関 連 プ ラ ン ト の 設 計 ・ 製 作 ・ 据 付 ・ 補 修 な ら び に 運 転 ・ 販 売
- 5) 水 質、 油 脂、 産 業 廃 棄 物 の 濃 度 に 係 る 計 量 証 明 の 事 業
- 6) 建 物、 構 築 物 お よ び 機 械 装 置 の 塗 装 な ら び に 清 掃 検 査
- 7) 建 物、 構 築 物 の 解 体 工 事 の 請 負
- 8) 石 油 類 精 製 お よ び 貯 蔵 設 備 の 建 設、 補 修 な ら び に 清 掃
- 9) 毒 物 劇 物 の 販 売
- 10) 古 物 営 業 法 に 基 づ く 古 物 商
- 11) 前 各 号 に 付 随 す る 一 切 の 経 営 お よ び 投 資

(本 店 の 所 在 地)

第 3 条 当 会 社 は、 本 店 を 名 古 屋 市 に 置 く。

(公 告 方 法)

第 4 条 当 会 社 の 公 告 は、 電 子 公 告 に よ り 行 う。

- 2 . や む を 得 な い 事 由 に よ り、 電 子 公 告 に よ る こ と が で き な い 場 合 は、 日 本 経 済 新 聞 に 掲 載 す る 方 法 に よ り 行 う。

(機 関)

第 5 条 当 会 社 は、 株 主 総 会 お よ び 取 締 役 の ほ か、 次 の 機 関 を 置 く。

- 1) 取 締 役 会
- 2) 監 査 等 委 員 会
- 3) 会 計 監 査 人

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、7,920万株とする。

(自己株式の取得)

第 7 条 当社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当社の1単元の株式数は、100株とする。

(単元未満株主の売渡請求)

第 9 条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと(以下、「買増し」という。)を当社に請求することができる。

(株主名簿管理人)

第 10 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。

(株式取扱規則)

第 11 条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(基準日)

第 12 条 当社は、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とすることができる。

(電子提供措置等)

- 第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

- 第14条 定時株主総会は、毎年5月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(招集権者および議長)

- 第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。
2. 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(決議の方法)

- 第16条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。
2. 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当社に提出しなければならない。

(議事録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録して当会社に保存する。

第4章 取締役および取締役会等

(員数)

第19条 当社の取締役(監査等委員である者を除く。)は、6名以内とする。

2. 当社の監査等委員である取締役(以下、「監査等委員」という。)は、4名以内とする。

(選任)

第20条 取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 取締役の選任は、累積投票によらない。

4. 当社は、法令に定める監査等委員の員数を欠くこととなる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員を選任することができる。

5. 前項の補欠の監査等委員の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(任期)

第21条 取締役(監査等委員である者を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

3. 任期の満了前に退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。

(取締役会の招集権者および議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議方法)

第24条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(業務執行の決定の取締役への委任)

第25条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議をもって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の議事録)

第26条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役会規則)

第27条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(代表取締役および役付取締役)

第28条 当社は、取締役会の決議によって、取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から、代表取締役を選定する。

2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。

3. 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名を選定することができる。

(報酬等)

第29条 取締役の報酬等は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(執行役員)

第 3 0 条 取締役会は、その決議によって執行役員を選任し、業務を分担して執行させることができる。

2. 取締役会は、執行役員の中から会長執行役員、社長執行役員を選定するほか、副社長執行役員、専務執行役員、常務執行役員その他の役付執行役員を選定することができる。

第 5 章 監 査 等 委 員 会

(常勤監査等委員)

第 3 1 条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第 3 2 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議方法)

第 3 3 条 監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第 3 4 条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、

出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。

(監査等委員会規則)

第 3 5 条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第 6 章 会 計 監 査 人

(会計監査人の選任)

第 3 6 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会 計 監 査 人 の 任 期)

- 第 3 7 条 会 計 監 査 人 の 任 期 は、選 任 後 1 年 以 内 に 終 了 す る 事 業 年 度
の うち 最 終 の も の に 関 す る 定 時 株 主 総 会 終 結 の 時 ま で と す る。
2. 会 計 監 査 人 は 前 項 の 定 時 株 主 総 会 に お い て 別 段 の 決 議 が
な さ れ な か っ た と き は、当 該 定 時 株 主 総 会 に お い て 再 任 さ
れ た も の と み な す。

(会 計 監 査 人 の 報 酬 等)

- 第 3 8 条 会 計 監 査 人 の 報 酬 等 は、代 表 取 締 役 が 監 査 等 委 員 会 の 同 意
を 得 て 定 め る。

第 7 章 計 算

(事 業 年 度)

- 第 3 9 条 当 会 社 の 事 業 年 度 は、毎 年 3 月 1 日 か ら 翌 年 2 月 末 日 ま で
の 1 年 と す る。

(期 末 配 当 金)

- 第 4 0 条 当 会 社 は、株 主 総 会 の 決 議 に よ っ て 毎 年 2 月 末 日 の 最 終 の
株 主 名 簿 に 記 載 ま た は 記 録 さ れ た 株 主 ま た は 登 録 株 式 質 権 者
に 対 し 金 銭 に よ る 剰 余 金 の 配 当 (以 下 「 期 末 配 当 金 」 と い
う 。) を 支 払 う。

(中 間 配 当 金)

- 第 4 1 条 当 会 社 は、取 締 役 会 の 決 議 に よ っ て、毎 年 8 月 3 1 日 の 最
終 の 株 主 名 簿 に 記 載 ま た は 記 録 さ れ た 株 主 ま た は 登 録 株 式 質
権 者 に 対 し、会 社 法 4 5 4 条 第 5 項 に 定 め る 剰 余 金 の 配 当
(以 下 「 中 間 配 当 金 」 と い う 。) を す る こ と が で き る。

(期 末 配 当 金 等 の 除 斥 期 間)

- 第 4 2 条 期 末 配 当 金 お よ び 中 間 配 当 金 が、支 払 開 始 の 日 か ら 満 5 年
を 経 過 し て も 受 領 さ れ な い と き は、当 会 社 は そ の 支 払 の 義 務
を 免 れ る。